

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860</a>



朱呂長叔

参事

十月二十六日 山田大臣在京参事使合意録



大臣了也

次元

手紙

比長

一長

楓抄

日得 昭和三年十月二十一日 山田大臣在京参事使合意録  
参事 山田大臣 山田次元 参事長 参事  
参事 山田次元 参事長 参事

大臣 参事の合意の際 安全保障修繕問題の状況を説明し、その旨を述べ、

情に付お話ししたが、其の旨を合意もなされず、本件を考へ得る気運には

なからず、本件に於ては或程の見通が立つ上、PRを行ふ必要あり、

参事長等の意見を述べ、又党内の種々の議論あり、

外務省

行の進捗は、是れ程の通り、或程の進捗は、参事長等に

参事長等の意見を述べ、又党内の種々の議論あり、

参事長等の意見を述べ、又党内の種々の議論あり、

参事長等の意見を述べ、又党内の種々の議論あり、

参事長等の意見を述べ、又党内の種々の議論あり、

大臣 本件には、外部には、参事長等の意見を述べ、

参事長等の意見を述べ、又党内の種々の議論あり、

外務省

一、本日は米穀から輸入税(米)に付いての事柄を話し合ひました。
 二、この事、土佐銀行及び米穀業者が在任の会と進めたい事は、米穀業者
 三、の日本米関係に利益するものと云ふのが、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 四、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 五、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 六、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 七、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 八、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 九、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 十、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者

一、本日は米穀から輸入税(米)に付いての事柄を話し合ひました。
 二、この事、土佐銀行及び米穀業者が在任の会と進めたい事は、米穀業者
 三、の日本米関係に利益するものと云ふのが、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 四、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 五、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 六、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 七、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 八、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 九、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者
 十、の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者の意見に基き、米穀業者

はなす。其の通り。世説はよくある。いかに今止ける

いは右の種の内閣の立場を説明して上げよう。

(大臣より別格一カ四項以下 <sup>の直り説明を</sup> した。其の間カ九項を

終るまで別格三章書を平文とした。)

大使 以上の訳は基本に根を定めてある。御許を得てお座り

個々のコメントを致す。

大使及事務長官は、お修飾の、其のコメントに於て、米園の他の同盟者と

始る。本令保障修飾と対し得るものありと云ふ限りて其の事情を自

らに許すこと。是れ其のコメントに於て全く異なる。米園が出来るは他の

同盟者から米園が米園を避けて出す。お修飾の米園は米園は使して其の

事より。修飾の米園を日本領上に限るは、自らは個人的には日本を其の

方を理解し得ると思われ。米園例に於て、米園の米園は米園、之を自

らにコメントすること。其の通り。修飾の米園は日本領上の米園とし

修飾の米園を *minor modification* を施す。その限りて、自らは之をコメントにトコ

以下に記述する。もしも今の草案は勿論未だ一見した丈であるが  
 米國のこの草案は保障條約の根本的の趣意を有する様である。若し此の  
 草案も他諸國の草案と同じくして米國の草案に準じて今度の草案は完成を終了  
 である。此種草案が給ると同じである。之を以てして遂に協会の  
 上の關係を如何にするか大層注意を要する所である。南アフリカ  
 國の草案。米國の草案は如何にして遂に得ない基を有する。何故  
 米國の草案は如何にするか其の趣意を以てする。

先に其の中心のコンセプトの内容であるが、米國の草案は持統性  
 信託性も有する様である。其の趣意は保障條約を以て根拠は、保障  
 軍事同盟の目的に在り、其の趣意は、目的の相互性、Community  
 interest といふもの  
 がある。若し此種保障條約を以て規定かたは人は止後  
 如何にするか如何に規定かたは如何に規定する。その趣意は  
 米國の草案の趣意に準じて、此の草案は如何にするか  
 如何にするか、支那の如何に研究するかにあり、其の趣意は如何にするか



士使 特許事項の権利を行使するに必要は此の種には特許の準備がある  
男子

中西の著述の地味の問題に於て個人は自由を主張する。之を日本領土に  
に限定するものは自由の現地に於てから日本領の事情を以て理解せしむると思  
はれ *Asymptotically dependent* である。此の如く草率の表現は何となく自信の無い先  
此の表現には、普通の後述したる概念が全く含まれて居らず、日本の法律  
とあるが米國は *willy nilly* に於て防衛の必要を認めざるを以てする

と云ふことである。何となく普通は表現がなす得る者である。普通の法律に於  
ては自由の行動を以てするものは米國と自由防衛の者とは異なるを以てす  
と云ふ最も清い表現である。何故ならば其の公が善いからいふに非ざる  
い。條約の地味を日本領に限定するは自由の表現は其の公が善いのである  
なり。此の種には特許である。此の表現を其の種を以て打撃して  
す。條約の地味を日本領に限定するは自由の表現は其の公が善いのである  
理は明らかである。





勿論日本側の内容が米国の周知を待たずしてはならぬ。米側としては新條  
 修好の行政改革にはあまり注意が払われず、修好自身の<sup>任</sup>合意す  
 ることは重要なる。若し日本側が現行協定に對する大規模な實質的修好  
 を考へて居るならば、それは一年二年を要し到底問題ならぬ。且  
 實質的なるのみならず、現行協定を新條修好に適合す様調整すること云  
 ふことは勿論を得ず、~~其の~~又形式として新條修好及び  
 外の諸事も<sup>も</sup>検討せし得ると思ふ。何れにせよ現行協定は失敗するべし

これ代りものに付はらまう旨意を主ならしむ。困る。  
 不レミシラは我ら議定書の形式は如何なる形式とては協定であると思ふ  
 が、議定書が如何なる<sup>も</sup>形式の協定である必要を感ずる。然して其の内意は  
~~如何なる~~ 協定とあるは如何なるに依りて、米側が如何なるは  
 如何なる<sup>も</sup> 在件  
 協定を要する形式とすべし。文書は新條修好の<sup>も</sup> 自信文書として議會  
 には送らるが、協定の対象とはしない。尚表現も如何なる<sup>も</sup> 如何なるか、如何  
 なる<sup>も</sup> 如何なるの目的と書くより、如何なるの目的が如何なるか、如何なる<sup>も</sup>





この上程の上 ~~...~~ である。

何れにせよ、もう少し今のうちで、*meeting of minds* を求め

其の上で草案をこのマニフェストに基いて、*...* は今大臣の御

申上り、*...* 何時に、*...* の上程に参上す。

尚、*...* の草案を参上し、*...* の草案を本に、*...* に入

ことと参上す。其の草案を本に参上す。

大臣 是れより宜し。白紙の参上りたる様にして草案が、*...* には

総理は別として、参事人により、*...* あり。

大臣 同様の草案を参上す。其の草案が、*...* には外

部には、*...* あり。其の草案が、*...* あり。

*...* あり。

大臣 是れより宜し。